

千葉県しんきん健康保険組合の一般保険料率内訳を次のとおり変更する。

当組合の保険料率を次のとおり変更し、令和8年3月1日（令和8年3月分保険料。ただし、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については、令和8年4月分保険料。）から適用する。

介護保険料は、事業主と40歳以上65歳未満の被保険者の負担とする。

ただし、負担割合は次のとおりとする。なお、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については全額被保険者の負担とする。

(変更前)

	一般勘定					介護保険料率	合計
	一般保険料率			調整保険料率	小計		
	基本保険料率	特定保険料率	計				
事業主	31.490/1,000	17.910/1,000	49.400/1,000	0.600/1,000	50.000/1,000	8.00/1,000	58.000/1,000
被保険者	31.490/1,000	17.910/1,000	49.400/1,000	0.600/1,000	50.000/1,000	8.00/1,000	58.000/1,000
計	62.980/1,000	35.820/1,000	98.800/1,000	1.200/1,000	100.000/1,000	16.00/1,000	116.000/1,000

(変更後)

	一般勘定					介護保険料率	子ども・子育て支援	合計
	一般保険料率			調整保険料率	小計			
	基本保険料率	特定保険料率	計					
事業主	33.160/1,000	16.135/1,000	49.295/1,000	0.705/1,000	50.000/1,000	8.00/1,000	1.15/1,000	59.150/1,000
被保険者	33.160/1,000	16.135/1,000	49.295/1,000	0.705/1,000	50.000/1,000	8.00/1,000	1.15/1,000	59.150/1,000
計	66.320/1,000	32.270/1,000	98.590/1,000	1.410/1,000	100.000/1,000	16.00/1,000	2.30/1,000	118.300/1,000

変更理由

一般勘定にあつては、調整保険料率変更（健康保険法施行令第67条）に伴う保険料率の変更である。

令和8年度より、子ども・子育て支援金が新設され、全保険者一律の保険料率2.30/1,000を徴収することになる。